

大阪府指定出資法人への人的関与の再点検

別紙資料

※人的関与の必要性

- ・認められる・・・・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる理由が認められる。
- ・条件付きで認められる・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させるにあたり、期限等条件を附して認められる。
- ・認められない・・・・・・役員ポストに、引き続き府関係者を就任させる積極的理由が認められず、官民同時公募により最適な者を選任又は当該役員ポストの設置を見直すべき。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	
1	(財)大阪国際 平和センター (H11.7.25)	常務理事 (常勤)	○			当該法人は、府市の共同事業として、常設展示や特別展などを通じ戦争の悲惨さを次代に伝え、平和の尊さを発信していく役割を求められている。また、理事長が非常勤であることから、常務理事は、法人の実質的な責任者として、また、実務面において、府・市の平和施策に関する方針をしっかりと受け止め、法人に求められる役割を果たしていくためにも、関係機関・団体等の様々な意見を受け止め、バランス感をもって法人経営にあたりうる府関係者が継続的に就任することには、一定の妥当性が認められる。
2	(公財)大阪府 国際交流財団 (H11.1.25)	理事長 (非常勤)	○ 常勤化			当該法人は、定款上、H33年度末までの存続期間を定めた上で、府と法人が共同策定した「大阪府国際化戦略アクションプログラム」に基づく事業の推進、解散後の残余財産(設立時 府100%出捐)の帰属先の決定等の課題があることから、府の人的関与の必要性は一定認められる。 しかし、「大阪府国際化戦略アクションプログラム」は、府と法人が共同実施するものであることから、府の施策方針を踏まえた事業方針等について判断余地は少なく、府担当部局による指導・調整等により一定目的を達成できるとも考えられることから、府関係者を2名配置する必要性は、積極的には認めにくい。ついては、現行の非常勤理事長を常勤化した上で府の関与を継続するとともに、常務理事兼事務局長は廃止すべき。なお、事務局長業務には、一定の業務量が認められることから、担当職員の配置が必要と考える。
3	(株)大阪国際 会議場 (S33.8.9)	専務取締役 (常勤)	○			今回、大阪府立国際会議場について、指定管理者の公募が行われ、当該法人が指定管理者に選定された。当該法人は、公募に対して、今後5年間、毎年府への納付金7億円、維持修繕費1億円に加え、設備等の機能向上に8千万円を支出する提案を行ったところである。 当該法人に対する府の出資比率は50%であるが、議決権比率では50.34%と50%を上回っていることに加え、今後、厳しい経営が見込まれることなども踏まえると、最大株主として、引き続き、財務の健全性を維持した法人経営を行うため、府関係者を役員に就任させ、法人経営に関与させていくことが必要。
5	(公財)大阪府 保健医療財団 (S40.7.26)	理事長 (非常勤)		○		府立中河内救急センターの東大阪市への移管が、直近の大きな課題である。その際には、自治体、関係機関・団体等が、本財団に運営受託している救命救急医療の維持や法人職員の身分移管問題、東大阪市内総合病院との連携体制の構築等、府と足並みをそろえつつ、法人の責任で解決すべき課題も認められる。これらのことから、特に医療分野において行政的調整能力を発揮できる府関係者が関わるべき必要性が認められるため、中河内救命救急センターの課題が解決されるまでの間は、府の人的関与を継続することとし、その後は、行政・民間を問わず、府のがん対策、循環器病対策の推進に資する人材を選任すべきと考える。
6		業務執行理事 (非常勤)			○	前回点検時における課題(財)大阪がん予防検診センターとの法人統合)を達成し、新法人における事業内容についても見通しがついたため、府関係者の就任を見直す。
7	(公財)大阪産 業振興機構 (S59.7.10)	理事長 (常勤)		○		現在、大阪市都市型産業振興センターとの統合の検討が進められていること、今後、順次終期を迎える府関連の中小企業支援事業(資金支援、設備貸与等)について法人・府の財政的リスクを回避しながら適切に収束させることが求められていること等の理由から、当面、府が人的関与を続ける妥当性は認められる。 ただし、当法人は、府の商工施策の推進に係る実施機動的な位置づけの法人でもあり、その人的関与の必要性については、今後の商工施策の動向と併せて、その中で法人が担うべき役割の内容、ボリュームに負うところが大きいものと考えられることから、統合協議等を経た今後の法人のあり方が明確になった時点で、改めて府の人的関与の必要性について判断するべき。
8	(公財)千里ラ イフサイエンス 振興財団 (H2.7.31)	専務理事 (常勤)	○			府のバイオ振興課と連携して、府のバイオ戦略を推進する中で、若手研究者の育成など法人が果たすべき役割を担うため、「産・学・官」の連携スキームとして、理事長(非常勤)は研究者、実務を担う常務理事兼事務局長は府関係者、それ以外の役員(非常勤)は産業界等から構成する法人経営体制を講じていることの妥当性が一定認められる。 一方で、技術ニーズとシーズのマッチングを集積させることで地域の優位性を高めて行くという府のバイオ戦略全体を考えた時に、これらの機能を法人においてさらに充実させることが可能な人材を、行政・民間を問わず幅広く求めるべき、との意見もあったことを付言する。
9	大阪府中小企業 信用保証協会 (S23.10.26)	理事長 (常勤)	○			当該法人は、中小企業施策の根幹をなす制度融資等による適正な信用保証業務を行うため府が主体となって設立した法人であり、信用保証制度をベースとした金融セーフティネットの維持・向上など地域金融政策を府と協調して推進することが求められる。また、市信用保証協会との合併を控えている中、制度融資に対する損失補償(H24年度約63億円)など、府財政に多大な影響を与えるリスクを踏まえた求償権の適正管理を引き続き行う必要があるため、理事長には府関係者が就任する必要性が認められる。
10	(公財)西成労 働福祉センター (S37.9.21)	代表理事 (非常勤)		○		当該法人は、あいりん地域の日雇労働者対策を実施する行政機関としての役割を代行する機関とも言え、日雇労働者の高齢化等に伴う生活保護や就労支援などの新たな課題も顕在化する中、国・大阪府・大阪市・警察などの関係機関とも緊密な連携を図り、あいりん地域における各種施策を円滑に実施していく必要があることから、引き続き、府関係者が役員に就任する必要性が認められる。 当審議会の審議の中では、非常勤の代表理事、常勤の業務執行理事(兼事務局長)という配置形態・役割分担について、代表理事を常勤化するべきとの意見もあったが、現在、大阪市では、平成25年度から5年程度かけて実施する西成特区構想の実現に向け、有効な施策を検討、実施・推進しており、当該構想の内容により、法人のあり方・役割も大きく影響を受けることになることから、西成特区構想が具体化されるまでの間は、現行どおり非常勤の代表理事を配置することとし、その後については、改めて代表理事の配置形態、業務執行理事との役割分担等について検討が必要。
11		業務執行理事 (常勤)	○			
12	(一財)大阪府 みどり公社 (S61.2.28)	理事長 (常勤)	○			当該法人は、農地保有合理化法人として、府施策と連携して遊休農地解消の取組みを行うとともに、現在、国では、「都道府県農地中間管理機構」が農地の中間管理権の取得、貸付等の役割を担うこととする旨の制度化が進められているが、当該受皿組織として同法人の指定が想定されているなど、府の農とみどり施策にあたっての準公的機関としての位置づけが強まっており、府と密接な連携のもとに事業を推進できる府関係者の継続的配置は必要と考える。 なお、前回課題として、指定管理者制度に関して指摘がなされているが、今回は、指定管理事業に関する部門に限れば、府の人的関与は行うべきではないという意見がある一方、準公的機関としての位置づけが強まっていることなどを比較衡量の上関与の必要性を判断したことを付言する。

番号	法人名 (設立年月日)	役職名 (勤務形態)	人的関与の必要性			大阪府指定出資法人評価等審議会 意見
			認められる	条件付きで認められる	認められない	
13	(株)大阪府食品流通センター (S49.6.11)	代表取締役社長 (常勤)		○		府保有株式の売却による民営化という方向性は決定されているものの、今回の公募手続が不調に終わったため、府において、その検証と再公募への条件整備を進めるとともに、法人においては、最大出資者である府と協調した法人内の条件整備、公募手続きへの協力が不可欠である。これらのことから、引き続き株式売却による民営化が完了するまでは府関係者の就任が必要である。
14	(公財)大阪府都市整備推進センター (S34.9.7)	理事長 (常勤)	○			大阪府タウン管理財団との統合を控えており、統合後の法人のあり方等について、府及び関係団体と円滑な調整を行う観点からまちづくり行政に精通した府関係者の配置が必要と考える。 また、巨大地震対策関連で喫緊の課題である密集市街地対策をはじめ法人が行うまちづくりの支援事業については、府との役割分担のもと、府のまちづくり施策と整合を図り、市町村・関係住民等と取組を進めていく必要がある。 そのため、府において市町村・地域住民と一体となったまちづくりの経験・知識を十分に有し、これら施策上の要請にこたえる者が役員に就任し、適切な役割分担のもと、これら業務を法人経営上の観点から所掌し、指揮統括することが必要であると認められる。 さらに、収益事業の柱である阪南2区事業においても、受入土量を確保するためには、府、市町村をはじめとする公的団体の公共事業の状況を把握し、適切な調整を行える府関係者を配置することが適当である。
15		常務理事 (常勤)	○			
16	大阪府道路公社 (S58.4.1)	理事長 (常勤)	○			ハイウェイオーソリティー構想(都市圏高速道路等の一体的運営主体)に関し、公社が道路事業者の立場として府と一体的立場に立って協議に参画し、所期の目的を実現するためには、府関係者が理事長に就任する必要性が認められる。なお、道路の利用促進、道路建設資金償還スキーム(投資回収的役割)の実行に限れば、府関係者に限定する必要性は積極的に認められないという意見のあったことも付言する。
17	大阪高速鉄道(株) (S55.12.15)	代表取締役社長 (常勤)	○			当該法人は、府内の放射状の既存鉄道を環状方向に有機的に結び、ネットワークを強化する公共交通機関としてモノレールを整備するために、府・民間企業が共同で出資して設立した法人であり、桁、支柱、駅舎等のインフラ部は府が管理、車両や電気・通信設備等のインフラ外部は当該法人が管理するというスキームとなっている。 約55億円の累積損失、約200億円の借入金の削減のほか、特に、門真以南への延伸計画が府にとって重要な課題となっている中で、延伸計画等は当該法人の大きな課題となっている。 当該法人の事業は府の交通政策と密接な関係を有しており、法人の課題について府と当該法人が密接な連携のもとに対応していくことが求められることから、最大出資者でもある府が主体的に経営に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を配置する必要性は一定認められる。 しかし、モノレール事業と一般の電鉄事業とは性格が異なるとはいえ、鉄道事業の安全管理は、モノレールの特殊性を考慮したとしても、基本的には民間鉄道事業者と共通要素もあると考えられることから、排他的に府関係者から選任するよりも、民間等の当該業務経験者も含めて人選するべきと考える。
18		代表取締役専務 (常勤)	○			
19		常務取締役運輸部長 (常勤)			○	
20	大阪府都市開発(株) (S40.12.24)	代表取締役社長 (常勤)			○	前回点検時における課題(同法人の民営化)の解決が図られる見込みであり、府関係者の就任を見直す。
21	大阪外環状鉄道(株) (H8.11.21)	代表取締役社長 (常勤)		○		同社は、沿線住民の利便性向上、都心ターミナルの混雑緩和及び沿線地域のまちづくりへの貢献等に向け、既存の城東貨物線を活用して、おおさか東線を整備するために、大阪府・大阪市・JR西日本が中心となって設立した法人であり、平成20年3月に南区間(放出～久宝寺)を開業し、現在、残る北区間(新大阪～放出)の平成30年度末の開業をめざして、建設事業を進めているところである。 設立の経緯などを踏まえると、少なくとも建設事業が完了する平成30年度末までの間は、大阪府・大阪市・JR西日本の3大株主が責任をもって対応するとしてスキームが維持される必要があり、主体性をもって建設事業を継続するためにも府の関与が必要である。
22		常務取締役 (常勤)		○		
23	大阪府土地開発公社 (S49.5.1)	理事長 (常勤)	○			府の公共事業用地の先行取得が法人の事業であり、法人と府の関係では、実質的に法人は府のガバナンス下にあると言える。一方で、公共事業用地の先行取得は、場合によっては、府において収用案件となる可能性もあるなど、行政に特有の業務であることから、公共事業用地の買収等に精通した者を役員に配置することには、一定の合理性が認められる。ただし、組織の効率性の観点から、複数の常勤役員を配置する体制の妥当性については、審議会でも議論となったことを申し添える。
24		常務理事 (常勤)	○			
25	大阪府住宅供給公社 (S40.11.1)	理事長 (常勤)	○			当該法人は、約22,000戸の公社賃貸住宅、約3,700戸の民間借上型特定優良賃貸住宅の管理・運営、府営住宅約12万戸の計画修繕、約6万5千戸の管理・運営等を行っている。 約1,700億円の借入金の削減が最大の課題であり、また、公社借入金に対する府の損失補償も約900億円と膨大であるため、公社債権の格付け(A+安定的)の維持及び計画的な発行、特定優良賃貸住宅の収支改善などに取り組んでいかなければ、府財政に甚大な影響を及ぼすこととなる。 当該法人が府の住宅まちづくり施策と密接な関係を有していることも踏まえると、こうした取組を進めるに際しては、府が主体的に関与していくべきであり、常勤役員に府関係者を排他的に配置する必要性は一定認められる。 しかし、将来の自立的経営への移行を視野に入れた場合、借入金の計画的な縮減や市場公募債の発行といった財務関係の業務は、民間出身の人材も担える業務であり、理事長に府関係者が配置されていることも併せ考慮すると、こうした業務を担当する総務担当常務理事については、排他的に府関係者から選任するよりも、民間等の業務経験者も含めて人選するべきと考える。
26		常務理事(事務)総務担当 (常勤)			○	
27		常務理事(技術)技術担当 (常勤)	○			
28	(一財)大阪府タウン管理財団 (H3.7.1)	理事長 (常勤)		○		当該法人は、速やかな事業の縮小が課題であり、かつその内容は、地元自治体等への資産の継承(処分)が主たる課題であることから、市町村との調整・折衝等の十分な経験を有した府関係者が就任し、その陣頭指揮にあたることは、妥当な対応であると考えられる。また、3つの団体が統合した経過から事業拠点が千里・泉北・りんくうと分散しており、それぞれに意思決定の現地性が求められることから、現時点では、3名の常勤役員に府関係者を配置することもやむをえない。 なお、府関係者の配置は、大阪府都市整備推進センターとの統合を実現するまでとし、この間においては資産処分の状況をみながら、各事業拠点における常勤役員の配置の必要性を点検することが適当と考える。
29		常務理事(兼千里事業本部長) (常勤)		○		
30		常務理事(兼泉北事業本部長) (常勤)		○		